

市民後見推進事業報告書

平成25年(2013年)3月

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

はじめに

本報告書は、奈良市が平成 24 年度の市民後見推進事業として奈良市社会福祉協議会に委託した事業を受けて設置された「奈良市権利擁護システムあり方検討委員会」において議論を重ね、検討してきた結果をまとめるとともに、同時に実施した「成年後見制度に関する市民意識調査」と「成年後見制度普及講演会」の報告を取りまとめたものです。

平成 12 年の介護保険制度のスタートと同時に、判断能力の不十分な人々に対する権利擁護のシステムとして、民法を改正した新たな成年後見制度と地域福祉権利擁護事業(現：日常生活自立支援事業)が導入されました。それらは、福祉サービスの多くが措置から契約に移行したために、利用者の利益を保護するための仕組みとして制度化されました。

近年になって、成年後見制度に市民を後見人として積極的に活用していく試みが展開しています。この背景には、地域福祉の新たな方向として行政と市民との共助が提起されており、それを具現化する方途として期待されていることがあります。

しかし、市民後見人の活用を展開していくためには、基盤となる地域での権利擁護システムが整備されていなければなりません。専門職による後見システム、市区町村長申立ての仕組み、法人後見システムなどが整備され、円滑に機能していることが必要です。

本委員会は、奈良市において権利擁護活動に関わる専門職団体、当事者団体、行政、相談機関などを代表した方々にご参加をいただき発足しました。そして、各々の立場から権利擁護に関する課題を提起し合いながら、奈良市での権利擁護システムの現状を検証していきました。

検証の結果、次の 5 つの課題が導き出されました。それらは、①権利擁護の啓発、②後見人の確保、③ニーズ発見力の強化、④権利擁護支援ネットワークの構築、⑤行政内の権利擁護関係窓口の一元化、という項目にまとめられます。

市民後見人を養成し、活用できるようにするためには、これらの課題を解決して、権利擁護に関する地域の基盤を固めていくことが重要になります。言い換えると、これらの課題に対応できるシステムづくりとその要となる「権利擁護センター(仮称)」の設置が必要だといえます。

本委員会では、これらの課題を解決していくために、今後の取組みの方向も提案しています。次年度以降でこれらの取組みが実施されて成果を上げていくことが求められます。

最後になりますが、成年後見に関するアンケート調査にご協力いただいた市民の皆様に感謝いたします。

平成 25 年 3 月

奈良市権利擁護システムあり方検討委員会
委員長 狭間香代子
(関西大学人間健康学部)

目 次

I 市民後見事業推進の背景	1
1. 市民後見事業推進にいたる背景.....	1
2. 成年後見制度を取り巻く社会情勢の変化.....	1
(1) 全国的な状況.....	1
(2) 奈良市の状況.....	2
3. 事業の内容	4
II 奈良市権利擁護システムあり方検討委員会の報告	5
1. 奈良市権利擁護システムあり方検討委員会の実施状況.....	5
2. 検討内容	6
3. まとめ.....	12
4. 今後の検討方策.....	16
III 市民意識調査結果の概要	18
1. 調査の概要	18
2. 調査結果概要	20
3. 調査結果.....	21
IV 成年後見制度普及講演会の報告	33
V 今後に向けての取り組みについて	44
資 料	